

第9分野 労基法と関係庁と提出書類の作成

解説	「通勤災害に関する事項」は通勤災害にかかる保険給付の認定上必要なものですので、詳しく記載する必要があります。 労働保険では、毎年4月1日から翌年3月31日までを1保険年度としています。労働保険料は、1保険年度が始まる時にその年度分の保険料を概算し、前払いしておきます。そして、その年度が終わったら確定保険料を出し、前払いした保険料と精算していくやりかたをとっています。年度ごとにこの繰り返しをしていくことを、保険料の年度更新といいます。 労働基準法第15条 離職前に、社員からパートタイマーへ（またはその逆もあり）雇用形態が変わったときには、通常とは異なった判断基準を設けています。
例題	通勤災害での申請について確認すべき事項を書きなさい。
解答	・通勤災害が発生した時刻を記載し、通勤災害が発生した場所をできるだけ詳しく〇〇市〇〇町〇〇交差点のように記載する ・災害が出勤途中で発生したものであるときには、災害当日の就業場所（就業予定の場所を含む。）を、災害が退勤途中であれば、災害当日の就業した場所の所在地及び就業先名を記載する ・災害が出勤途中に生じたものである場合就業開始の予定時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合には就業の終了した時刻を記載し労働者が早出や残業をした場合には、その時刻を記載する ・通常の通勤経路を図示し、災害発生 の場所及び災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生 の場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載し、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載する ・どのような場所を、どのような方法で往復（通勤）している際に、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載する ・当該通勤災害の現認者を、知り得る範囲内で記載する。しかし、ひき逃げ等のため現認者が不明のときには、記載する必要はありません
例題	労働保険料について書きなさい。
解答	1保険年度が始まる時に前払いしておく保険料のことを「概算保険料」といい、その年度が終了し賃金総額が確定したときに算出する保険料を「確定保険料」といいます。 新保険年度の賃金総額が、現保険年度の賃金総額の1000分の50以上1000分の200以下の見込みであれば、新保険年度の賃金総額は現保険年度とあまり変わらないものとみなされます。この場合、概算保険料は、現保険年度の確定保険料のもとになった賃金総額に新保険年度の保険率を乗じて算出します。新保険年度に業務拡張の予定があり従業員を2倍超にするとか、逆に、業務縮小のため従業員を半分超減らすなどというときには、新制度の見込み賃金総額を出して概算保険料を計算していきます。そうでない場合は、前保険年度の確定した賃金総額に保険率を乗じて概算保険料を出し、納付しておくことになります。
例題	労働者に労働条件を明示するとき、明示しなければならない項目を書きなさい。
解答	・労働契約の期間に関する事項 ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・労働時間、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ・賃金、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項
例題	失業給付が受けられる要件を書きなさい。
解答	①一般の社員（短時間労働被保険者以外の一般被保険者） 離職日以前1年間に、賃金支払基礎日数が14日以上の方が6ヶ月以上あること ②パートタイマー（短時間労働被保険者である一般被保険者） 離職日以前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上の方が12ヶ月以上あること なお、①②の離職日以前1年（2年）間の中に、引き続き30日以上病気やケガで仕事ができず、賃金が支払われない期間がある場合には、その期間を最初の1年（2年）間に加えることができます。ただし、延長できるのは最長3年（2年）ですので、その結果、最長4年間の中で受給資格をみることになります。
例題	就業規則における解雇予告について書きなさい。

解答	1. 職員を解雇しようとするときは30日前に予告するか、または、平均賃金の30日分の解雇予告手当を支給します。但し、天災地変やその他のやむを得ない事由によって事業の継続が不可能となった場合、または懲戒解雇の場合はこの限りではありません。 2. 前項の予告日数は一日について平均賃金を支払った場合は、その日数を短縮します。 3. 次の各号の一に該当する者は第一項および第二項は適用しません。 1) 日々雇用する者。 2) 2ヶ月以内の期間を定めて雇用した者。 3) 試用期間中の者。
----	---